

令和4年度の保険料率について

健康保険料の内訳である一般保険料（基本保険料＋特定保険料）の割合が変更されたため、3月分保険料（4月納付分）より内訳額のみ変更になります。

なお、合算した告知額に変更はございませんので、保険料率一覧表をご参照下さい。

保険料率一覧表

令和4年度 保 険 料	健康保険料					介護保険料
	一般保険料			調整保険料	健康保険料 合 計	
	基本保険料	特定保険料	合 計			
2月分まで	55.150%	43.550%	98.700%	1.300%	100%	18.0%
3月分以降	<u>63.962%</u>	<u>34.748%</u>	<u>98.710%</u>	<u>1.290%</u>	100%	18.0%

※特定保険料とは高齢者医療制度への拠出金を納付するために設定されています。

注) 令和4年3月分保険料より内訳が変更（任意継続被保険者は令和4年4月分より）